

健発1209第9号
令和4年12月9日

各
〔都道府県知事
市町村長
特別区長〕
殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により市町村長が行う予防接種については、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」により示しているところです。今般、同要領の一部について別紙のとおり改正することとしましたので、貴職におかれましては、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 改正の概要

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）による予防接種法の改正等に伴い、関連する記述の修正を行うもの。
- 2 その他所要の改正を行うもの。

第2 施行期日

令和4年12月9日